

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

出張開催いたします！

建設業労働災害防止協会岩手県支部



フルハーネス型安全帯使用作業
特別教育用テキスト



労働安全衛生規則が平成 30 年 6 月 19 日に改正され、高さ 2 m 以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型が原則となります。

また、フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて行う作業は、安全衛生特別教育「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育（安全衛生特別教育規程）」が義務付けられました。これを受け、建災防岩手県支部では、各団体・事業所に対し出張講習も対応したいと考えております。詳しくは電話にてお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会岩手県支部（建災防岩手県支部）

〒020-0873 盛岡市松尾町 17-9

電話 019-623-4411 F A X 019-653-6113

